

其の他は同会全郵執行委員一任



六市内特別郵便の型收制限に関する件

赤坂支部提出

川田 豊 一 以

理由
市内特別郵便に就いて考ふるに通信省が近事廣告街の進歩に鑑み大商店及出版業者等の利益の爲め実施せる制度なるは推測するに難からずと雖も其上面に於ては却て一般公衆の爲め通信能力を阻害し事故を頻発せしむるの一原因を造りつゝあるものと信ず 今實際配達の仕事に當りつゝある現業員の見地よりして一般公衆の爲め併に吾々現業員の爲め茲に意見を附して其の改善を望まむとす
近時市内郵便の激増するに伴ひ各商店等何れも顧客

の注意を引かむが爲め種々珍奇典型の廣告郵便を競小に至り、一例を挙げれば甚だ大なる型の由に猶大なる厚ボール紙を挿入する等優に一個の雑誌と同様なるものあり。三越呉服店より出づるもの其の一例とす。此の及対に僅か一二寸に過ぎざる小型のものあり。此の極端なる対照中に書留訴訟書類等の重要な郵便物を初め集金郵便徴税郵便尋種々雑多なる郵便物を組入らざる可らず。又責任を強ふると雖も其れは余りに苛酷なる感なきや。
尤も是は表面の事にして實際に於ては是等に要する時間倍或は其以上を要するが爲め結局次の配達は非常の状態なり。其の他配達料金の低廉なる爲めか發信人も頗る真面目を缺き此種郵便物に限り其宛所宛名等殆